

「みちのく夢プラザ」イベントコーナー利用要領

(趣旨)

第1 この要領は、「みちのく夢プラザ」催事コーナー及び企画コーナー（以下、「イベントコーナー」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用者)

第2 イベントコーナーを利用できる者は、青森県、岩手県及び秋田県の観光の振興、物産の振興等に資する催事を行う者及び下記の者で、北東北三県福岡合同事務所運営協議会会長（以下、「会長」という。）が認める者とする。

- (1) 北東北との交流を念頭におきつつ、地域の観光の振興、物産の振興等に取り組む九州地区の市町村及び関係団体
- (2) 九州地区の自然災害に対して北東北三県福岡合同事務所運営協議会が行う事業者支援の対象者

(利用申し込み)

第3 イベントコーナーの利用を希望する者は、様式第1号により会長に利用申し込みをするものとする。また、販売を目的とする利用者は、様式第3号により販売商品リストを提出するものとする。

(利用期間)

第4 イベントコーナーの利用期間は、原則として2週間以内とする。ただし、会長は1か月を上限として利用を認めることができる。

(利用者の調整、通知)

第5 会長は、第3の規定により申し込みをした者の中から、利用期間、利用内容等を審査し、必要な調整を行ったうえで利用者を決定し、様式第2号により、許可を通知するものとする。

(使用目的の指定等)

第6 利用者は、会長から許可を受けた内容以外の利用を行ってはならない。また、使用权の譲渡、転貸をしてはならない。

(イベントの運営)

第7 イベントの運営は、利用者が行うものとする。

(利用条件)

第8 利用条件は、次のとおりとする。

- (1) 利用者は、イベントの実施及び施設利用に際し会長及び「みちのく夢プラザ」の運営を受託した者（以下、「受託者」という。）の指示に従うものとする。
- (2) 利用者は、原則としてイベント期間中、商品の説明等に従事する説明員を配置するものとする。

- (3) 利用者は、次に掲げる業務を、自らの責任において行うものとする。
- ア 商品陳列、ディスプレイ設置
 - イ プラيصカード及びチラシ等販促資材の作成、コピー、掲示
 - ウ 釣銭の準備
 - エ 商品の販売、金銭管理
 - オ 領収書の準備、発行
 - カ 商品の包装（熨斗や包装資材の準備を含む）
 - キ 商品の発送（代金引換を含む）
 - ク 使用している機材や什器の管理
 - ケ 商品梱包、ディスプレイ撤去
 - コ 返送品の発送
- (4) 利用者は、次に掲げる業務について、会長及び受託者の協力を得ることができる。
- ア 商品荷受け
 - イ 販売台、陳列棚の設置
 - ウ クレジットカードでの支払対応（カード手数料は利用者が負担する）
- (5) 利用者は、北東北三県福岡合同事務所運営協議会（以下「協議会」という。）が保有する販売台その他の機材を、数に余裕のある範囲内で利用することができる。ただし、機材数が不足する場合は、会長の承認を得て利用者の負担により手配するものとする。
- (6) 利用者は、施設内への機材等の搬入、搬出及びイベントの開催、運営に要する経費を負担するものとする。
- ただし、協議会が主催するイベントに参加する場合には、その費用の一部を協議会が負担することができるものとする。
- (7) 会長及び受託者は、施設の管理運営上必要とする場合は、利用者に対し利用物の移動、撤去、交換等を命ずることがある。
- (8) 利用者は、販売商品に変更等があった場合、変更後の様式第3号を速やかに提出するとともに、販売の可否について、会長及び受託者に確認するものとする。
- (9) 利用者は、販売する商品の表示（原産地、原材料、原料原産地、期限表示、特色ある原材料等）について、根拠資料を予め用意し、問い合わせがあった場合は速やかに提示するものとする。

（売上金）

第9 販売を目的とする利用者は、売上金を受託者に入金することを原則とする。

ただし、やむを得ない理由により入金することができない場合（クレジットカードによる売上等）は、各日の売上金額を会長又は受託者に報告するものとする。

なお、入金された売上金の中から、受託者が資材や金銭管理等に要する経費を徴収することがある。

（施設の維持保全）

第10 利用者は、利用施設を善良な管理者の注意をもって維持保全しなければならない。

2 利用者の責に帰すべき理由により、施設内の設備、備品等の破損、損傷が生じた場合、利用者は原状回復の責任を負うものとする。

(事故防止及び損害賠償)

第11 利用者は、イベントに起因する事故等の防止に努めるものとし、発生した事故等による損害についてその責任を負うものとする。

(許可の取消し)

第12 次の各号の一に該当するときは、この利用許可を取り消す場合がある。

- (1) この要領の規定に違反したとき
- (2) 不正の方法により許可を受けたとき
- (3) 法令等に違反する事例がみられたとき
- (4) 複数の期間を申請したとき

2 前項の取消しによって、利用者が損害を受けることがあっても協議会はこれを賠償しない。

(返還)

第13 利用者は、利用期間が満了したとき又は前条第一項の規定により許可の取り消しを受けた場合には、利用施設及びその周辺を清掃の上、原状に復して返還しなければならない。

(その他)

第14 この要領に定めない事項及び疑義の生じた事項については、会長と利用者が協議して定めることとする。

2 会長は、この要領に定めるもののほか、イベントコーナーの利用に関し必要な事項を別に定めることができる。

附 則

この要領は、平成17年7月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年6月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年5月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年7月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 3 月 2 8 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 1 0 月 1 8 日から施行する。

様式第1号 (第3関係)

令和 年 月 日

北東北三県福岡合同事務所運営協議会会長 殿

住 所
利用者名
代表者職・氏名

「みちのく夢プラザ」イベントコーナー利用申込書

下記のとおり、「みちのく夢プラザ」イベントコーナーを利用したいので、「みちのく夢プラザ」イベントコーナー利用要領第3の規定により申し込みます。

記

イベントテーマ	
イベントの主旨	
希望期間	
イベントの内容 (販売、展示、PR内容等)	
使用場所・ブース数 ・使用什器等	■使用場所 １階催事コーナー（　　ブース） ・２階企画コーナー ■利用者が準備する什器 [・電気使用 （有　・無） ※100Vのみ ・電気調理器等使用電力（　　　　　W） ※100Vのみ]
連絡先 (住所、代表者氏名、 電話・FAX等)	住所及び代表者： 担当：_____ TEL：_____ FAX：_____

三 福 号 外
令和 年 月 日

（利用申込者） 様

北東北三県福岡合同事務所運営協議会会長

「みちのく夢プラザ」イベントコーナーの利用について

令和 年 月 日付けで申込みのあった「みちのく夢プラザ」イベントコーナーの利用について、次のとおり許可します。

記

1 テーマ

2 主 旨

3 利用期間 令和 年 月 日（ ）～令和 年 月 日（ ）

4 利用場所 1階催事コーナー ○ブース （または、2階企画コーナー）

5 利用内容 利用申込書のとおり （または、○○の販売など）

6 利用条件、その他

- （1）イベントの実施にあたっては、「『みちのく夢プラザ』イベントコーナー利用要領」及び「アンテナショップ「みちのく夢プラザ」催事販売に関する注意事項」を遵守すること。
- （2）荷物等の搬入、搬出及び設置等については、利用者の責任において行うとともに、予めその時間・内容等について協議すること。
- （3）販売する商品の表示（原産地、原材料、原料原産地、期限表示、特色ある原材料等）について、根拠資料を予め用意し、問い合わせがあった場合は速やかに提示にすること。
- （4）「みちのく夢プラザ」の運営受託者が資材や金銭管理等に要する経費を徴収することがあります。

担 当：北東北三県福岡合同事務所運営協議会
（担当者名）

T E L：092-736-1129 F A X：092-716-2037

E-mail：※省略可

みちのく夢プラザ販売商品リスト(初回・変更)

利用者名	
------	--

No.	商品名	規格 (g・ml等)	税込価格 (円)	消費税率	賞味期限・ 消費期限	保存温度	主たる原料 の原産地	製造地	製造者名 (小分け時は製造元)	備考
記載例	厳選青森りんごの ストレートジュース	195g	280	8%・10%	540日	常温・冷蔵・冷凍	りんご(青森県)	青森県	あおもり青果(株)	「厳選」の定義は搾るりんごを 糖度で選別していることから
1				8%・10%		常温・冷蔵・冷凍				
2				8%・10%		常温・冷蔵・冷凍				
3				8%・10%		常温・冷蔵・冷凍				
4				8%・10%		常温・冷蔵・冷凍				
5				8%・10%		常温・冷蔵・冷凍				
6				8%・10%		常温・冷蔵・冷凍				
7				8%・10%		常温・冷蔵・冷凍				
8				8%・10%		常温・冷蔵・冷凍				
9				8%・10%		常温・冷蔵・冷凍				
10				8%・10%		常温・冷蔵・冷凍				
11				8%・10%		常温・冷蔵・冷凍				
12				8%・10%		常温・冷蔵・冷凍				
13				8%・10%		常温・冷蔵・冷凍				